

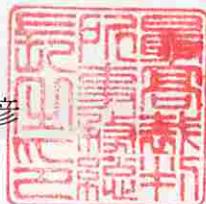
最高裁秘書第2377号

令和元年5月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2274号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成6年7月29日付け最高裁総一第230号総務局長通達「課長補佐及び係の設置等の特例に関する上申について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 課長補佐及び係の設置等の特例に関する上申について

平成6年7月29日総一第230号高等裁判所長  
官、地方、家庭裁判所長あて総務局長通達

改正 平成20年5月30日総一第000780号

課長補佐、課に置く係、訟廷管理官の下に置く係及び裁判員調整官の下に置く係の設置等の特例に関する上申について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

### 第1 課長補佐の設置及び数の特例に関する上申

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、平成6年7月29日付け最高裁総一第215号総務局長依命通達「課長補佐の設置について」記3の定めにより、当該裁判所（地方裁判所にあっては、管内の簡易裁判所を含む。）の課長補佐の設置又は数について同通達記1又は記2と異なる定めをするため最高裁判所の認可を得る必要がある場合には、次に掲げる事項を添えて、総務局長あてにその旨を上申する。

1 定めを必要とする特別の事情

2 当該課長補佐を置く課の現行及び改定後の組織図（各係の配置人数を含む。）

### 第2 課に置く係の設置の特例に関する上申

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、平成6年7月29日付け最高裁総一第229号総務局長依命通達「課に置く係について」記3の定めにより、当該裁判所（地方裁判所にあっては、管内の簡易裁判所を含む。）の課に置く係の設置について同通達記1と異なる定めをするため最高裁判所の認可を得る必要がある場合には、次に掲げる事項を添えて、総務局長あてにその旨を上申する。

1 定めを必要とする特別の事情

2 当該係の分掌事務の案

3 当該係を置く課の現行及び改定後の組織図（各係の配置人数を含む。）

### 第3 訟廷管理官の下に置く係の設置及び分掌事務の特例に関する上申

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、平成6年7月18日付け最高裁総一第184号総務局長依命通達「訟廷管理官の下に置く係について」記第3の定めにより、当該裁判所（地方裁判所にあっては、管内の簡易裁判所を含む。）の訟廷管理官の下に置く係の設置又は分掌事務について同通達記第1又は記第2と異なる定めをするため最高裁判所の認可を得る必要がある場合には、次に掲げる事項を添えて、総務局長あてにその旨を上申する。

1 定めを必要とする特別の事情

2 当該係の分掌事務の案

3 当該係を置く訟廷管理官の下の組織の現行及び改定後の組織図（各係の配置人数を含む。）

### 第4 裁判員調整官の下に置く係の設置及び所掌事務の特例に関する上申

地方裁判所は、平成20年5月30日付け最高裁総一第000779号総務局長依命通達「裁判員調整官の下に置く係について」記第3の定めにより、当該地方裁判所の裁判員調整官の下に置く係の設置又は所掌事務について同通達記第1又は記第2と異なる定めをするため最高裁判所の認可を得る必要がある場合には、次に掲げる事項を添えて、総務局長あてにその旨を上申する。

1 定めを必要とする特別の事情

2 当該係の所掌事務の案

3 当該係を置く裁判員調整官の下の組織の現行及び改定後の組織図（係の配置人数を含む。）

### 付記

1 この通達は、平成6年8月1日から実施する。

2 昭和60年12月28日付け最高裁総一第334号総務局長通達「下級裁判所の事務局の課に置く係等について」の施行については、平成6年7月31日限り、廃止する。

付記（平成20年5月30日総一第000780号）

この通達は、平成20年8月1日から実施する。